

## ★第18回成年後見をまなぶ会★

### 成年後見制度のメリットとデメリット

一昨年5月、成年後見制度利用促進法が施行されました。しかし、制度の申立件数は伸び悩んでいます。

この制度のデメリットとしては、本人の自由が制限されるだけでなく、本人と家族の経済が分断され、本人のお金が後見人等により管理されることにあります。

しかし、大きなメリットもあります。

施設・病院・介護サービス事業所等にとっては、お金の未払いが解消することです。また、本人の財産が底をつきかけた時には、後見人等が生活保護を申請することにより、施設入所を続けることができます。

今回の講座では、申立費用に充てるお金が無く制度利用ができない方について、法テラスを利用する方法を紹介します。

**日時：5月24日(木) 午後7時～8時40分**

講師：石川 徹さん（NPO法人名古屋成年後見センター理事長）

会場：名古屋市女性会館（イーブルなごや）第2研修室

電話：052-331-5288 住所：名古屋市中区大井町7番25号  
＜行き方＞地下鉄「東別院」下車①出口から徒歩5分

資料代：500円（当日払い）

定員：30名（申込み順）

主催：後見制度を考える会 / NPO法人名古屋成年後見センター

申込み先：NPO法人名古屋成年後見センター電話：052(895)2600

☆☆☆FAX 052(892)5648☆☆☆

：メール [nagoya@seinenkouken.org](mailto:nagoya@seinenkouken.org)

(ふりがな) お名前	
電話番号	
メール	